

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第47号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第18のアの表中

22	21		
23	22		
24	22		
25	23		
25	23		
26	24		
26	24		
27	25		
27	25		
28	26		
28	26		
29	27		
29	27		
30	28		
30	28		
31	29		
31	29		
		38	37
		39	38
		40	38
		41	39
		41	39
		42	40
		42	40
		43	41
		43	42

32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
36
37

に、

44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
50

を

43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
49

に、

51
51
51
51
52
52

50
50
51
51
51
51

26
27
27
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32

を

26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30
31

に改め、別表第18のウの表中

26
27
28
29
29
30
30
31
31
32
32

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30

58
58

57
58

38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47
47
48
48
48

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47
47

に、

34
34
35
35
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
41
41
41
41
42

を

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
40
41
41
41

に改め

48
48
48
49
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
51
51

47
47
48
48
48
48
48
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50

42
42
42
43
43
43
43
43
44
44
44
44

41
41
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43

る。

別表第19のアの表中

33
33
34

34
35
36

53
54
55
56
58
60
62
64
66
68

54
56
58
60
62
64
66
68
71
74

35
36
37
39
40

を

37
38
39
40
41

に、

70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92

を

77
80
83
86
89
92
93
93
93
93
93
93

に、

53
54
55
56
58
60
62
64
66
68
70
72
76
80
84
88
93

を

54
56
58
60
61
62
63
64
66
68
70
72
77
82
87
92
97

に、

97
102
107
112

を

99
106
113
113

に、

98
103
109
115
121

102
107
116
125
125

67
80
82
84

を

77
84
85
85

に改め、別表第19のイの表中

46
48
50
52
56
60
64

を

47
51
55
59
62
64
65

に改め、別表第19のウの表中

45
46
47
48
50
52
54
56
58
60
62

46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66

78
80
82

79
82
85

64	を	68	に、	84	を	90	に、
65		70		91		95	
66		72		98		100	
67		74					
68		76					
71		79					
74		82					
77		85					
80		85					
82		85					
84		85					

57		58		50		51	
58		60		52		54	
59		62		54		57	
60		64		56		60	
63		67		59		62	
66		70		62	を	64	に改め
69	を	73	に、	65		66	
72		76		69		71	
76		80		73		76	
80		84		77		81	
84		89		81		85	
90		94					
96		99					
102		104					

る。

別表第20の備考中「および」を「ならびに」に改め、「規定する派遣職員」の次に「および公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する

る法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者」を、「派遣先団体」の次に「および同法第10条第1項に規定する特定法人」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第20の備考の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第18および別表第19の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（令和5年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

- 3 令和5年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

（施行日から令和6年3月31日までの間における異動者の号俸）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正前の規則の規定による号俸とすることができる。